

城里下第 246 号  
平成29年12月20日

城里町下水道審議会 様

城里町長 上遠野 修



### 諮問書

城里町下水道審議会条例（平成25年12月25日条例第41号）第2条の規定により、下記の諮問事項について貴委員会の意見を伺います。

### 記

#### 【諮問事項】

流域地区における新規地区の受益者分担金制度について

#### 【諮問の趣旨】

道路や公園などの公共施設は不特定多数の方が利用できますが、下水道施設の場合はその施設によって恩恵を受けられる方は、下水道が整備された地域の住民に限定されます。

そのため、下水道の整備により、その利益を受ける地域の住民に受益者として、下水道建設事業費の一部を負担していただくというのが、受益者負担金・分担金ということになります。

これまでの城里町流域地区における下水道建設事業費における負担金の比率は、約5%として運用しております。

また、今後整備が予定される増井地区においては、道路を跨いで都市計画の区域が区分されているため、負担区も別に定める必要があります。

このような状況の中で、新たに整備が計画される地区の受益者分担金制度のあり方について諮問いたします。